

けんろく通信

弁護士法人
兼六法律事務所
〒920-0932
金沢市小將町3番8号
TEL 076-232-0130
FAX 076-232-0129
URL:<http://kenroku.net/>
平成24年5月 第14号



(金沢城公園いもり堀)

目次

法律事務所が売っているもの	2	事務員紹介	4
入所挨拶	2	暮らしに役立つ豆知識	4
		編集後記	4

法律事務所が売っているもの



弁護士

小堀 秀行

法律事務所はお客様に何を売っているのでしょうか。逆から言うと、お客様は法律事務所に何を買いに来られるのでしょうか。多くの弁護士は、法的アドバイスとか勝訴判決などと答えると思います。兼六法律事務所では、お客様は安心と納得を求めて来ておられると考えています。トラブルに遭遇した人は、将来どうなるのだろうという不安な気持ち一杯です。また、理不尽な仕打ちを受けた人は、納得のいく解決を求めています。

ところが、一般の人にとっては法律事務所に行くこと自体が不安なのです。「弁護士とはどんな人だろうか」、「相談料はいくら必要なのだろう」などの不安が大きく、なかなか相談に行けません。そのうちにトラブルが深刻化して自分だけではどうしようもなくなって初めて弁護士に相談に行くのです。

そして、弁護士に依頼してからも不安は尽きません。「今日裁判があったはずだけれども、どうなったのだろうか。弁護士から何も連絡がないけれども不利な方向に進んでいるのではないだろうか」など心配は絶えないのです。弁護士は安心を与えなければならないのに、実際には不安を与え続けています。

私たちの事務所では、ホームページで弁護士の情報や相談料などを公開しています。また、裁判があった日には必ず電話で報告し、経過報告書も郵送しています。更に、お客様に十分納得してもらえるように、可能な限り時間をかけて話を聞き、できるだけ分かりやすく説明するようにしています。

これからもお客様に安心と納得を提供できるよう精一杯努めて参りたいと思います。



入所挨拶



弁護士

横見健太

平成24年12月19日から勤務しております横見健太と申します。出身は大阪で、神戸大学法学部・同口ースクールを卒業しました。

初日から早速仕事を任せられ、日々責任をもって弁護士業務に従事しております。まだまだ経験不足で仕事が遅く、行き届かないところもあるかと思いますが、1日も早く1人前の弁護士になれるよう、精一杯頑張りたいと思います。

何件かはすでに事件処理が終了しているものもあり、依頼者の方からお礼を言われると頑張った良かったなと感じますし、また頑張ろうという気持ちになります。このような良い循環が続けて起きるよう、1件1件熱意をもって取り組みたいと思います。

趣味は大阪出身ということもあり、お笑い鑑賞です。スポーツも好きでバスケットボールや陸上を経験しておりますが、最近あまり運動ができておりませんので、太らないように気をつけようと思います。

今後とも宜しくお願い致します。

行政書士試験に合格しました



小山内俊平

平成14年より事務員として勤務しておりますが、平成23年度の行政書士試験に合格し、この4月から石川県行政書士会にて行政書士登録をいたしました。

まだまだ勉強の毎日ですが、役所への色々な申請や面倒な手続き、様々な書類作成の際など、地域の皆様のお役に立てるよう、研鑽して参りたいと思います。

“法的サービスの提供を通じて社会を幸福にします”の事務所理念のもと、親切・丁寧で迅速な業務に心がけ、身近で、信頼される行政書士を目指します。どうぞよろしくお願いいたします。

花見に行ってきました。

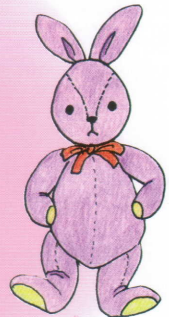
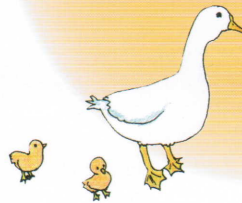
平成24年4月6日に花見に行ってきました。福笑いや射撃などのゲームもあり、盛り上がりました。



家族が増えました

弁護士 浮田美穂

平成23年12月30日に
生まれました。
元気な男の子です。



弁護士 森岡真一
元気な女の子です。

事務員紹介



ふじもり まさひろ
藤森 雅彦

暖かくなり、自転車通勤はとてもすがすがしい気持ちになります。

その為、普段より早めに家を出て、いつものルートから外れ、桜並木や浅野川沿いの道を通ったりしています。

また、上手く自転車に乗れるようになってきた子供と川沿いの道をとおり、公園巡りをしています。

しかし、運転が上達するにつれて、スピードが出せるようになり、行動範囲も広がり、危ないと思うことが増えてきました。

最近では自転車での事故も、大きな事故に繋がる事が増えているので、子供に安全運転を伝えながら、自分自身の乗り方も気をつけねばと思うこの頃です。



いちかわ ひろよ
市川 浩代

入所して5年目になりました。主に債務整理の事件を担当しています。

電話対応をする機会も多いので、出来るだけ元気に対応したいと心がけています。また少しずつですが、法律の勉強をしています。

最近では靴箱に眠っていたランニングシューズを引っ張り出してきて土曜日の早朝にアパートの周りを走っています。

まだ続けて長い距離は走れませんが、汗をかくのは本当に気持ちがいいです。

依頼者の方のお役に立てるよう頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

編集後記

昨年の夏、東北に行った時に町全体が節電に取り組んでいました。私たちの事務所では昼休みに消灯を行っています。私も環境の事を考えて行動しなければならないと思いました。

暮らしに役立つ

豆知識

No.13

境界線

ろく美： 私の家の庭から竹の子が生えてきたのよ。

けん爺： ほー。ワシは竹の子が大好きなんじゃ。竹の子は湯がかずに料理をするとおいしいんじゃぞ。今度、作り方を教えてやろうか。

ろく美： それが、その竹の子は隣の家の竹から出てきているみたいなのよ。

けん爺： そりゃ、よかったのー。竹の子を採って食べればいいんじゃ。

ろく美： えー！隣の家の竹から出ているのよ。そんなことをしたら泥棒になるじゃないの。

けん爺： いやいや、大丈夫なんじゃ。

ろく美： どうして？

けん爺： 民法233条2項に、「隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる」と規定されている。

ろく美： どういうこと？

けん爺： 竹の子は「根」じゃから、境界線を越えて生えてきた竹の子は採ってもいいんじゃよ。

ろく美： そうなんだ。じゃあ、竹の子を頂くことにするわ。でも、隣の人にも悪いから、おすそ分けをするわ。

けん爺： それなら、ワシにもおすそわけをしてくれ。

ろく美： そういえば、隣の家から、いつも柿の枝が私の家の庭に入ってきているんだけど、この柿もとってもいいのかな。

けん爺： 柿はダメなんじゃ。これは、民法233条1項に規定されている。隣の人に言うのは、その枝を取って下さいということまでじゃ。勝手に取ったらダメじゃぞ。

ろく美： そうなの、残念だわ。

けん爺： ところで、ワシにも竹の子をおすそわけしてくれんかの・・・

